

置を含む。) の映像面に正しく表示されていないとき。

第三章 発信者情報の開示請求等

第五条 (発信者情報の開示請求)

（一）自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であつて専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

（二）当該開示の請求に係る侵害情報の流通によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

（三）当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者の情報を保有していないと認めるとき。

（四）当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であつて総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

（一）当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

（二）当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によつては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のい

二 関連電気通信役務提供者とし、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行つた当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するため必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

（開示関係役務提供者の義務等）

第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聴かなければならぬ。

2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取（当該発信者情報開示命令に係るものに限る。）において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、遲滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4
併し係る侵害情報に係るものに限る。)を特定する目的以外に使用する者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害について、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。
(発信者情報の開示を受けた者の義務)
第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報のみだりに用いて、不當に当該発信者情報を係る発信者の名譽又は生活の平穏を害する行為をしてはならない。
第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続
(発信者情報開示命令)
第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。
第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。
一 人を相手方とする場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
イ 相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。
ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く)。
ハ 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。
二 法人その他の社団又は財團を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

(1) 当該相手方の事務所又は営業所が日本国内にある場合において、申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき。

(2) 当該相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき。

2 前項の規定にかかるらず、当事者は、合意により、いずれの国（裁判所に発信者情報開示命令の申立てをすることができるかについて定めること）ができる。

3 前項の合意は、書面でしなければ、その効力を生じない。

4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

5 外国（裁判所にのみ発信者情報開示命令の申立てをすることができる旨の第二項の合意ができる。）において前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意ができる。）においても、事案の性質、手続の追行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮し

6 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意ができる。）においても、事案の性質、手續の追行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮し

イ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本
国内にあるとき。

口 相手方の

国内にない場合において 次の(1) 又は
(2) のいずれかに該当するとき。

4
併し係る侵害情報に係るものに附す。」を特定する目的以外に使用してはならない。

開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことに因り当該開示の請求をした者に生じた損害についていっては、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、(義理)

(発信者情報の開示を受けた者の義務)

当該開示の請求を受けた者は、当該発信者情報を開示して不当に当該発信者情報を係る發信者の名譽又は生活の平穏を害する行為をしてはならない。

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続

(発信者情報開示命令)

第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

(日本の裁判所の管轄権)

第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 人を相手方とする場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に内に住所を有していたとき(日本国内に最後後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く)。

ハ 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。

二 法人その他の社団又は財團を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

(1) 当該相手方の事務所又は営業所が日本国内にある場合において、申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき。

(2) 当該相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき。

2 前項の規定にかかるらず、当事者は、合意により、いずれの国（裁判所に発信者情報開示命令の申立てをすることができるかについて定めること）ができる。

3 前項の合意は、書面でしなければ、その効力を生じない。

4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

5 外国（裁判所にのみ発信者情報開示命令の申立てをすることができる旨の第二項の合意ができる。）において前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意ができる。）においても、事案の性質、手続の追行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮し

るときは、イに定める事項）を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）により提供すること。

イ　当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下の項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合　当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ　当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合　その旨

　二　この項の規定による命令（以下この条において「提供命令」とい、前号に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

前項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められる場合</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令（提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。）は、その効力を失う。</p> <p>一 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての前条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了したとき。</p> <p>二 当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかつたとき。</p> <p>三 提供命令の申立てでは、当該提供命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。</p> <p>4 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができた者の申立てにより決定で、当該発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に対しても同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の</p>	<p>に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報以外の発信者情報</p> <p>報</p>
--	---

に類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その原本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の適用除外)

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第二十七条、第四十条及び第四十二条の二の規定は、適用しない。

第五章 大規模特定電気通信役務提供者の義務

(大規模特定電気通信役務提供者の指定)

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び侵害防止措置の実施状況の透明化を図る必要が特に高いと認められるもの(以下「大規模特定電気通信役務」という。)を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定できる。

一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者(日本国外にあると推定される者を除く。口において同じ。)及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均(以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」という。)が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

ロ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者の延べ数の総務省令で

律第四条第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（次条において「新法」という。）第六条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十一条第一項の改正規定、同法第一百六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条第一号の改正規定、同法第一百六十六条第一項第一項の改正規定及び同法第一百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定

全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律

第一百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）

（政令への委任）

（政令への委任）

第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定（公布の日）

附 則（令和六年五月一七日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和六年五月一七日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令による改定（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、この法律の施行の日から刑法施行日の前日までの間における新法第三十五条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

第二条 この法律の施行の日からデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「デジタル社会形成基本法施行日」という。）の前日までの間におけるこの法律による改正後の特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律（次条において「新法」という。）第三十三条の規定の適用については、同条第二項中「旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」とあるのは「旨を」と「掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの」の閲覧をする

ことができる状態に置く措置をとる」とあるのは「掲示する」と、同条第三項中「措置を開始した」とあるのは「掲示を始めた」とする。デジタル社会形成基本法施行日以後におけるデジタル社会形成基本法施行日前にした公示送達に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、この法律の施行の日から刑法施行日の前日までの間における新法第三十五条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。